

In brief

The latest news in financial reporting



No. US2014-17
August 28, 2014

要点

新基準は、継続企業としての存続能力についての重要な疑義が存在するかどうかについての評価を経営者に求める明示的な要求事項を導入しました。

FASBが継続企業の前提に関する評価および開示に関する要求事項を導入

最新の動向

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、新しい基準である [会計基準アップデートNo.2014-15](#) 「継続企業として存続する能力に関する不確実性の開示」を公表しました。この新基準は、経営者に対して、継続企業としての存続能力を評価し、特定の状況下においては関連する注記により開示を提供することを明示的に求めています。

評価

経営者は、各事業年度および期中報告期間に関して、財務諸表の発行日から1年以内に、継続企業としての存続能力に重要な疑義が存在するかどうかを評価することになります。

- 経営者は、財務諸表の発行日時点で、「既知の (known) 」(および、「合理的に知りうる (reasonably knowable) 」) 関連する状況を検討する。
- 重要な疑義は、財務諸表の発行日から1年以内に、企業が債務を履行できない可能性が高い (probable) 場合に存在する。

新基準は、「重要な疑義 (substantial doubt) 」を定義し、指標の例を提供しています。「重要な疑義」の定義には、米国会計基準 (US GAAP) が偶発損失について「可能性が高い (probable) 」という用語によって示している発生可能性の閾値と同様の閾値を導入しています。

要求されている開示

継続企業としての存続能力に重要な疑義が生じている場合に、開示が要求されます。ただし、経営者は、具体的な開示事項を決定するために、経営者の対応策により重要な疑義が低減されるか否かを評価する必要があります。

重要な疑義が経営者の対応策によって低減される場合には、以下について開示する必要があります。

- 最初に重要な疑義を引き起こした主要な状況または事象
- 企業の債務の履行能力に関連する状況または事象の重要性に関する経営者の評価
- 重要な疑義を低減した経営者の対応策

一方、当初に特定した重要な疑義が経営者の対応策によって低減されていない場合には、以下について開示する必要があります。

- 財務諸表の発行日から1年以内に継続企業としての存続能力に重要な疑義があることを示す記載
- 重要な疑義を引き起こしている主要な状況または事象
- 企業の債務の履行能力に関連する状況または事象の重要性に関する経営者の評価
- 上記の状況または事象の緩和を目的とする経営者の対応策

FASBは、要求される開示の閾値として「重要な疑義」を使用していますが、これは現行の監査基準から導入したものです。継続企業的前提に重要な疑義が生じていない場合、継続企業の不確実性に特化した開示は要求されません。

なぜ重要なのか？

新基準は、すべての企業に適用され、継続企業的前提の不確実性を評価および開示することを経営者に求める明示的な要求事項を示しています。

- 現在、類似の開示は、公開企業および非公開企業の注記、および一般に入手可能な特定の報告書の他のセクション(例:経営者による説明と分析(MD&A))に含まれています。しかし、新基準の公表以前において、経営者には、継続企業的前提に関する不確実性を評価または開示する時期と方法に関する具体的なガイダンスはありませんでした。
- 現行の米国の監査基準にはガイダンスが存在しており、貸借対照表日から1年を超えない期間において継続企業としての存続能力に重要な疑義があるか否かを評価することを監査人に求めています。また、監査基準は、注記による開示を含む財務諸表への影響を検討することを監査人に要求しています。しかし、監査基準は、経営者の注記による開示を規定するものではありません。新基準は、会計基準に従った開示ガイダンスを経営者に提供しています。
- 新基準は、監査基準の中に現在含まれている特定の原則を取り入れ、それを拡充しています。特に新基準は、「重要な疑義」を定義し、事業年度および期中報告期間ごとの評価を要求し、発行日から1年間という評価期間を設け、重要な疑義が経営者の対応策によって低減される場合および依然として低減されない場合のいずれについても開示を要求しています。

次のステップは？

新基準は、すべての企業に対して2016年12月15日より後に終了する最初の事業年度(12月決算企業においては2016年12月31日)より適用されます。早期適用は認められています。